「編入学」及び「転入学」の定義

[経過措置等に係るQ&A集（平成31年2月5日）](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_3.pdf)（No.64）

|  |
| --- |
| Q　「編入学」及び「転入学」の定義は何か。  例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか（経過措置が適用され、旧法適用となるか。）。  A  ○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。  1.短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第108条第7項）  2.高等専門学校を卒業した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第122条）  3.専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第132条）  4.修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者（[学校教育法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011)第100条の2）  これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、[平成30年5月18日付け質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_2.pdf)No.３のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。  ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、[平成30年5月18日付け質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_2.pdf)No4,5,6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。  ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。 |